



北海道再生!!

一人に温かい道政

道政ニュース

高橋とおる

発行 2009年春～夏号 No.15号
高橋とおる事務所

〈自宅〉函館市美原4丁目2番14号
TEL・FAX 47-0867



渡島総合振興局（旧渡島支庁）



檜山振興局（旧檜山支庁）

本来の改革から姿を変えた支庁制度改革

制定から、一度も施行されることなく修正された条例として、今後も歴史に残るであろう「支庁制度改革条例（正式名：北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例）」。

昨年六月に議会で可決された内容は、現行の十四支庁を九つの総合振興局と五つの（檜山、日高、留萌、根室、石狩）振興局とし、振興局を総合振興局の出張所へ格下げ、住民に身近な業務のみを行い、地域産業の振興や企画・立案業務は総合振興局に集約して人員を削減するというものですが、この支庁制度改革を巡っては、地方4団体（市長会、市議会議長会、町村会、町村議長会）の猛烈な反発により、九ヶ月後の今定例会で内容を大幅に修正しての再提案となりました。

結果、地方自治法上の十四支庁はそのまま残り、名称が総合振興局と振興局となり広域的な業務については、総合振興局が振興局の所管区域に関する事務も所掌できるようになります。これについても関係する市町村や地方4団体の意見を聴くことが条件となりました。また、振興局となる地域の振興策のために制定した「北海道地域振興条例」は、振興局となる地域重点の予算配分から全道の疲弊した地域を対象とすることになり、振興局への特別な扱いはなくなりました。

私たちは今まで、行政改革は、道庁を中心に行い、出先機関は充実させるべきで、支庁組織は「地域主権型社会」形成に向けた道州制の推進、市町村への権限委譲、基礎自治体の体質強化が実現するまでの過渡的なもので、それまでは、各地域における総合事務局として位置づけ、地域支援を具体的にを行うため体制を強化するべきと主張してきました。まさしく、疲弊が著しい振興局地域にこそ手厚い支援が必要だと思えます。

今回の支庁制度改革条例の制定にあたり、知事は百年に一度の改革と意気込んで議会に提出したものの、結果を見ると現状とほとんど変わりがなく意味のない条例となってしまいました。さらには地方4団体との信頼関係にヒビが生じ、自民党はそんな知事を守ることだけに終始し、地域や道民が求めている「地域主権型社会」の形成は遠のいてしまいました。今後は、再検討される支庁の機能や組織だけではなく、北海道の自治のあり方について、地域と丁寧な協議を進めていかなければならないと思います。

北海道議会議員 高橋 亨